
県立校担当者研修会報告

千葉県学校薬剤師会
常任委員 並木佳久



7月15日（日）千葉県薬剤師会会議室にて開催された「県立校担当者研修会」は、今年からの新企画であったが、猛暑の中多数の先生方が参加され活気のある講習会となった。

まず千葉県教育長教育振興部学校安全保健課保健班主査の春田洋平先生より「県立校における学校薬剤師の活動について」についてご講演を頂いた。千葉県の「薬物乱用防止教室」実施状況（平成23年度）は、65%程度であり近隣都県と比較して、中学校・高等学校では特に低いものであった。今後、我々学校薬剤師は、「薬物乱用防止教室」の開催にあたって、専門性を有する指導者として、薬学的立場から依存性薬物のもつ人体に対する薬理作用や、薬物乱用による健康への害などに関する的確な情報を提供できる「講師」として学校側にアプローチしていく必要があると思われた。また「医薬品」に関する教育における学校薬剤師の役割として、1. サポーターとしての役割①教材・資料の提供（外箱・添付文書など）②医薬品の専門家としての指導案への助言 2. 保健体育科教諭とのチームティーチング（T.T.）に伴う、事前打ち合わせが重要などの事項が挙げられた。

続いて（一財）千葉県薬剤師会検査センターの粕谷智浩氏、宮澤直雅氏より「水道水の管理」及び「簡易専用水道、貯水槽の管理や残留塩素の管理法について」についてそれぞれご講演を頂いた。水質検査項目の解説、採水時の注意点（使用率の高い末端給水栓・5～10分の流水後）や異常水質（着色・臭気・異物）の事例紹介などについての詳細な解説があった。県立校では、ほぼ受水槽方式（高置水槽方式）で給水が設備されている。近年は、生徒数の減少や水道水の使用量低下により、末端給水栓の残留塩素濃度が検出しにくい現状が見受けられる。対応策としては、①受水槽の水位を下げ回転率を上げる、②塩素消毒設備可動の確認、などが挙げられた。

最後に千葉県学校薬剤師会副会長小西弘晃先生より「シックハウス検査とNO₂検査の状況報告と検査法の徹底について」と題した伝達講習が行われた。冒頭に、我々学校薬剤師の職務について、単なる検査屋になっていないか？また、相談役からのお言葉を引用し、児童生徒の生命を守るため、学校の非常勤職員であることを自覚し、学校職員と共に問題を解決していくことが重要である。と付け加えられた。シックハウス（揮発性有機化合物）検査において、平成24年度は県立高校125校中41校、NO₂検査は45校が基準値を上回っているとの報告があった。シックハウス・NO₂検出時の原因特定やその改善策、検査実施時期（シックハウス検査は再検査を含め夏場実施、NO₂検査は燃焼器具使用下）、検査実施の意味及び必要性についても再考する必要があると思われた。